

【担当省庁】総務省

現状と課題

御礼 市町村の貴重な財源であるゴルフ場利用税を存続・堅持していただき感謝申し上げます。

- ゴルフ場利用税は都道府県税ではあるが、税収の7割はゴルフ場所在市町村に交付されている。
- 奈良県では、ゴルフ場利用税の税収(令和5年度実績 855百万円)のうち601百万円を8市3町2村に交付している。ゴルフ場所在市町村特有の行政需要に対応するための貴重な財源となっており、引き続き存続・堅持が必要。

＜ゴルフ場所在市町村特有の行政需要＞
・ゴルフ場アクセス道路の維持管理、廃棄物処理、災害防止対策、環境対策など
⇒これらの行政需要に対応するには、受益者であり一定の担税力を有すると認められるゴルフ場利用者に、相応の負担を求めるのが合理的。

- なお、地方税法上、教育活動として使用する場合、国民スポーツ大会等のゴルフ競技に参加する選手、18歳未満の人や70歳以上の高齢者等に対しては非課税措置により必要な配慮がなされている。

アクセス道路の維持管理

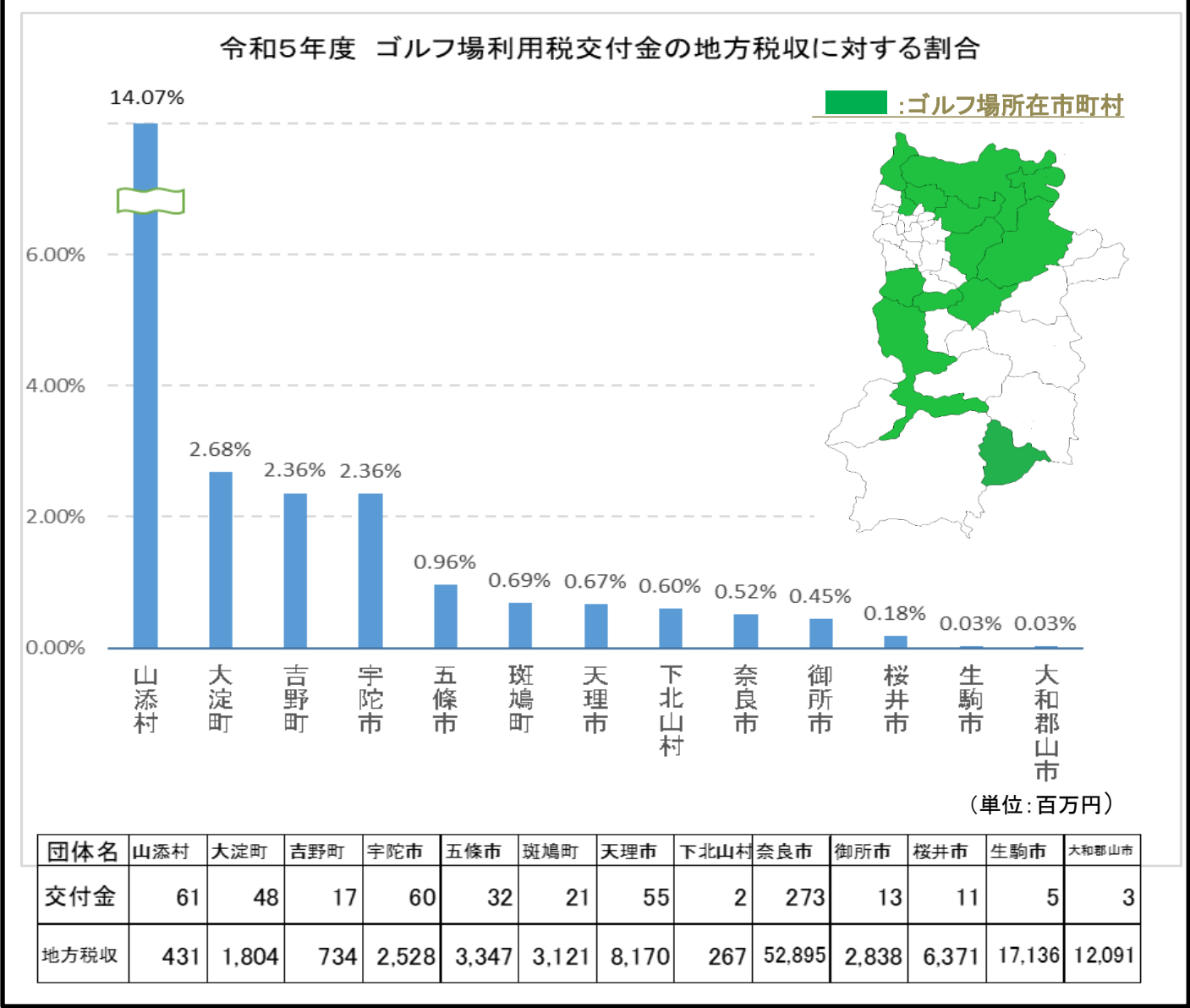


治水等の災害防止対策



廃棄物処理等の環境対策





国にお願いすること

○ゴルフ場利用税の存続・堅持

- ・ゴルフ場所在市町村特有の行政需要に対して、ゴルフ場利用者が相応の負担をすることは公平で合理的である。当税が廃止された場合には、これらの費用を全て地域住民の税金により負担することとなる。
- ・本県では、特に自主的な財源の乏しい市町村の貴重な財源となっており、その廃止は、市町村の財政運営に多大な影響を与えることから、引き続きゴルフ場利用税の存続・堅持をお願いします。